2010.9

PL Report ＜2010 No.5＞

国内の PL 関連情報

製品安全規制体系の見直しを検討

（2010 年 7 月 9 日　日本経済新聞）

経済産業省の産業構造審議会は、消費者の商品購買における意識が信頼と安心を重視していることより、製品の安全・安心のための企業の取組や今後の政策の課題を報告書にまとめた。

取組のひとつは、企業が遵守すべき安全機能のみを定め全製品群に適用する安全規格を国で規制し、安全機能の評価手法を定める個別の安全規格を民間に委ねる体系作りである。

日々進化する新技術や製品の多機能化に対応するため、国が新分野の製品も対象とする規制作りを行い、産業界及び市場の動向に即しつつ消費者の安全確保を主体とした個別安全規格を民間主導で策定することで迅速な対応を図り、産業界の国際競争力の向上を目指す。

ここがポイント

現在の国内法は製品ごとに管轄行政機関が法規制を行っていますが、新たな技術分野における新製品等は規制法令が存在しないことがあり、事業者が商品化を躊躇する原因となることがあります。また、個別製品規制の対象とならないがゆえに不安全な製品が市場に流通するリスクもあります。このため、国は「故障しても安全性は保つ」「予見できる誤使用を防ぐ」など、個別製品にかかわらずに適用されるべき安全原則を定め、各事業者は安全原則に従った任意規格である業界ガイドラインやＪＩＳなどを最低限の要求事項とする自社基準を定めることによって安全性を確保するという階層型規格体系作りの方針を打ち出したものです。

このような階層型の規格体系は欧州ではすでに運用されています。安全原則である「基本安全規格」が最高位の規格として定められ、その下に「グループ安全規格」、「個別製品安全規格」が設けられています。事業者は基本安全規格の要件を満たすために、下位の安全規格を適用することになります。

事業者はこれらの動向を注視すると同時に、個別製品の安全法規制への適合のみならず、安全性能の確保と立証のため、これまで以上にリスクアセスメントの手法や内容をブラッシュアップさせることが得策です。

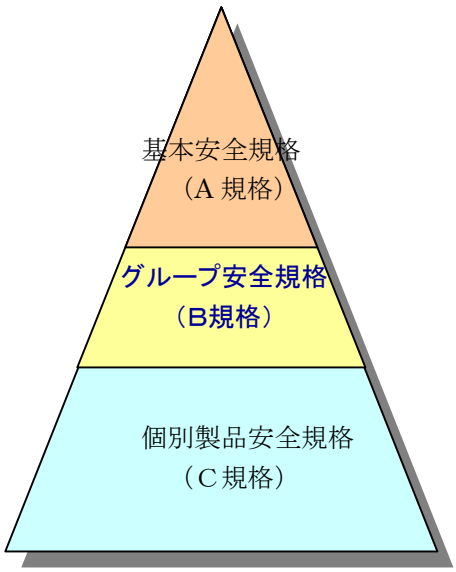

国際安全規格の階層化構成
ISO/IEC Guide51 より

携帯音楽プレーヤー充電中の発熱・発火

（2010 年 7 月 28 日 日本経済新聞　他）

消費者庁は携帯音楽プレーヤーを充電中に火花と破裂音がし、ユーザーが指先に火傷を負ったという事故の発生を公表した。経済産業省によると同様の事故は、2007 年より 27 件報告され、うち 6 件は火災事故である。

経済産業省は自主的にリコール（回収・無償修理）などの対応を再三求めたが、販売業者はこれに応じず、ホームページで注意喚起し、過熱などが発生して連絡した者に限りバッテリー交換を行っている。

経済産業省は、消費生活用製品安全法第 40 条第 1 項に基づき、販売業者に事故原因や再発防止策等の報告を指示した。販売業者からの報告により、判明していた 27 件以外にも、非重大製品事故としてＮＩＴＥ（製品評価技術基盤機構）へ報告されるべき事故が 34 件あることが判明した。

> 消費生活用製品安全法第 40 条第 1 項（報告の徴収）
> 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせることができる。

ここがポイント

本携帯音楽プレーヤーの発熱事故は、使用された一部バッテリーの過熱によるもので、当初報告された事故の 27 件中、6 件は消防機関により火災認定され、そのため同社は「重大事故報告制度」に基づいた報告を行っています。

重大製品事故の定義に該当する事故以外の製品事故は非重大製品事故とされており、その報告は法律上の義務ではないため、事業者の報告判断に差があるのも事実です。本件では NITE に報告されていなかった非重大製品事故が 34 件もあったため、経済産業省は事故の報告漏れを厳重注意しました。

本件では、事業者による報告漏れが生じ、監督機関から報告を求められ、さらに多くの事故の履歴が判明しました。結果として、事故発生からの一連の対応が後手に回る事態となりました。事業者としては、消費者の目線で市場情報を精査し、迅速な対応をとることが重要となります。

低周波音で健康被害

（2010 年 7 月 29 日、 東京読売新聞　他）

低周波音による健康被害にかかわる苦情が 2008 年度は全国の自治体に 236 件寄せられた。総務省の公害等調整委員会に申請された低周波音の案件は、2009 年度は 8 件であった。

家電製品、大型室外空調機、変電設備などの低周波音で睡眠妨害や頭痛を訴える苦情がある。呼吸困難や鼻血の健康被害が訴えられることがあり、公害等調整委員会に因果関係の判断を求めるケースも出てきている。

低周波音を規制する法規はなく、健康被害との因果関係は明らかになっていない。

環境省は風力発電設備による低周波音被害の報告があった地点で実態調査を開始し、対応策を検討する方針である。

ここがポイント

人間が認識できる音の周波数は20～2万㎐とされ、低周波音は1～100㎐とされています。低周波音の苦情の特徴は騒音被害と異なり、ほとんど耳で聞くことができない周波数であるため、心理的・生理的被害が発生しても原因の特定が難しくなります。また、低周波音は「遠方まで伝播しやすい」特徴があり、原因の特定には広範囲の調査が必要です。

低周波音と健康被害の因果関係が確定していないことから、被害防止のための法整備が進んでいません。よって、被害を被った者は因果関係の判断を公害等調整委員会に求める「原因裁定」を申請する事件が多くなっています。それらの対象は工場や事業場などの室外空調機・変電施設・変圧器・風力発電施設・電話基地局の設備などです。

低周波音の発生が想定される家電機器や施設の設備機器などの製造事業者は原因究明調査の成り行きや政府の対応を注視する必要があります。

海外の PL 関連情報

米国カリフォルニア州にて化学物質規制強化の法令制定

カリフォルニア州下院議会は、7 月 1 日、3 歳以下の幼児用の飲食容器へのビスフェノールＡ（ＢＰＡ）の使用を禁止する上院法案を賛成多数で可決した。法案は承認のため上院へもどされ、州知事の承認を経て成立する。

ＢＰＡは樹脂の組成に使用される材質で、ガン、出産・生殖障害などの原因となるホルモン撹乱物質ではないかとされている。本法案が成立すれば、2012 年 7 月 1 日以降に製造販売される幼児用の哺乳瓶、コップなどの飲食用容器へのＢＰＡの含有は 0.1ppm 以下に抑制することが求められることになる。

また、これに先立つ 6 月 23 日、カリフォルニア州は、新たに消費生活用製品に含まれる化学物質について規制するための規則案を公表した。この規則が制定された場合、2011 年 1 月以降、消費生活用製品の製造業者・輸入業者は、当局へ使用化学物質データの提出が義務付けられる。規制物質を含む商品と認定されれば、代用として使用可能な化学物質の検討などが求められることになる。

ここがポイント

ＢＰＡは、ポリカーボネート樹脂やエポキシ樹脂などの原料で、食品用の容器等にも使用されています。わが国の食品衛生法では、2.5ppm 以下というポリカーボネートからの溶出試験規格が設けられています。子供用品に限るとはいえ、カリフォルニア州の規制法案はこれを遥かに下回る厳しいものです。これは、近年の動物実験等で、極めて少ない量の曝露で、胎児や産仔に悪影響がみられたことが背景となっています。

米国では、食品容器への使用を連邦法で規制させるべきとの主張があり、カナダではポリカーボネート製哺乳瓶への使用を禁止する政府法案が提出されています。欧州でもＢＰＡの規制の動きがみられます。

米国最大の州であるカリフォルニア州でＢＰＡの規制の動きが進めば、環境問題や製品安全については「先進地域」であることより、他州の政策へ与える影響が強いと考えられます。上記の 6 月に公表された消費生活用品に含まれる化学物質の届出義務化にもみられるように、化学物質の規制強化の動きはさらに強まる可能性があります。特に米国での製造や輸出を行う事業者は、化学物質規制についての今後の動向に注目する必要があります。

中国自動車リコール規定改正案に意見募集

中国国家品質監督検疫総局は、7 月 2 日、欠陥自動車製品リコール管理規定の改正案を公表し、意見を募った。

改定案では、リコール届出や措置が適切に履行されなかった場合の罰則が強化される。

・欠陥を把握していながら適切な届出を怠る場合、製品価格の 2～50％の金額に販売台数を乗じた罰金額
・欠陥調査に協力しない、期限内に措置を行わない場合、50～100 万元
・販売停止、ユーザーへの通知、措置を適切に実施しない場合、製品価格の 2～20％の金額

に販売台数を乗じた罰金額

・販売停止措置に違反する場合、製品価格の 5～50%の金額に販売台数を乗じた罰金額

また、規制対象者を海外企業にまで広げ、海外製品の輸入者や海外企業の国内代理店も生産者とみなしリコールへ対応しなければならなくなる。

欠陥自動車製品リコール管理規定の改定案では「条例」であり、国務院が発行し、政府の 1 部局の管轄立法ではなく政府の発行・管轄立法へ格上げされることになる。

ここがポイント

自動車の製造および販売で大国となる中国では自動車リコール規定を見直す動きがあります。欠陥自動車製品リコール管理規定は、玩具、食品や医薬品などに先んじ、2004 年に施行されています。当初は乗用車のみが対象でしたが、バスやトラックにも対象を広げ、今回の改正案では罰則が強化されています。

世界規模の大きなリコールがいくつか発生し、リコール届出や措置の適切性が問われたことより、企業への罰則規定を厳罰化する内容となっています。外国製自動車のリコールが相次いだことより、中国政府も憂慮する事態となった背景があります。特に、欠陥の報告が重視され、現行規定のリコールの届出違反は上限額 3 万元（約 40 万円）の罰金額ですが、改定案では製品価格の 50%（上限）に販売台数を乗じた金額となっており厳罰化が大きく進む点です。

中国のリコール規定は序々に整備されつつあり、7 月 2 日には家電製品のリコール規定案も意見募集の公示がされました。上海、北京や雲南省などでは独自にリコール規定が設けられていますが、国家レベルでも製品別にリコール規定が新設および改定が続いています。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのニッセイ同和損保、あいおい損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2010